

健診の区分(本人)

区 分	①定期健康診断	②35歳節目健診	③40歳・45歳・50歳節目健診	④人間ドック
40歳以上	〈全員必ず受診〉 定期健康診断の受診により特定健診受診となる		〈全員必ず受診〉 人間ドックの受診により定期健康診断および特定健診受診となる (年1回・自己負担なし)	〈希望者〉 定期健康診断の受診後6カ月から受診可 (年1回・1万円負担)
35歳		〈全員必ず受診〉 人間ドックの受診により定期健康診断の受診となる (年1回・自己負担なし)		
30歳～39歳 (35歳を除く)	〈全員必ず受診〉			〈希望者〉 定期健康診断の受診後6カ月から受診可 (年1回・1万円負担)
～29歳	〈全員必ず受診〉			

<注 釈>

- ①定期健康診断は事業主が毎年行う健診です。全員が必ず受診します。40歳以上の特定健診対象者は、定期健診を受診することにより特定健診を受診したことになります。
- ②35歳節目健診、③40歳・45歳・50歳節目健診は事業主がおこなうより精密な健診です。年度内に35歳・40歳・45歳・50歳の節目年齢を迎える被保険者を対象に人間ドックを受診することにより、定期健康診断を受診したことになります。また、40歳・45歳・50歳節目の方は同時に特定健診を受診したことになります。
- ④人間ドックは30歳以上の被保険者が希望して申し込む、より精密な健診です。自己負担は1万円です。(定期健康診断受診後6カ月から受診可能となります。)